

2019年日本カート選手権規定の制定

下線部：改正箇所

2019年規定	2018年規定
<p>第1章 総則 第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は<u>2019</u>年（以下「当該年」という。）のカート競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定を制定する。</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条 日本カート選手権の部門 （略）</p> <p>1. 全日本選手権 全日本選手権は以下の<u>3</u>部門に区分する。</p> <p>1) OK部門 2) フォーミュラスーパー125（FS-125）部門 <u>3) フォーミュラピストン3（FP-3）部門</u></p> <p>2. 地方選手権 地方選手権は以下の<u>3</u>部門に区分する。（略）</p> <p><u>1) フォーミュラスーパー4（FS-4）部門</u> <u>2) フォーミュラスーパー125（FS-125）部門</u> <u>3) フォーミュラC-2（FC-2）部門</u></p> <p>3.（略）</p>	<p>第1章 総則 第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は<u>2018</u>年（以下「当該年」という。）のカート競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定を制定する。</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条 日本カート選手権の部門 （略）</p> <p>1. 全日本選手権 全日本選手権は以下の<u>2</u>部門に区分する。</p> <p>1) OK部門 2) フォーミュラスーパー125（FS-125）部門</p> <p>2. 地方選手権 地方選手権は以下の<u>5</u>部門に区分する。（略）</p> <p><u>1) フォーミュラピストン2（FP-2）部門</u> <u>2) フォーミュラピストン3（FP-3）部門</u> <u>3) フォーミュラスーパー4（FS-4）部門</u> <u>4) フォーミュラスーパー125（FS-125）部門</u> <u>5) フォーミュラC-2（FC-2）部門</u></p> <p>3.（略）</p>

第4条 日本選手権競技の走行距離または時間

区分	部門	走行距離または時間（各ヒートの合計）	
		最短	最長
全日本選手権	OK	30kmまたは30分	90kmまたは90分
	FS-125	〃	〃
	FP-3	〃	〃
地方選手権	FS-4	30kmまたは30分	90kmまたは90分
	FS-125	〃	〃
	FC-2	〃	〃
ジュニア選手権	FP-Jr	30kmまたは30分	50kmまたは50分
	FP-JrCadets	20kmまたは20分	40kmまたは40分

第5条～第6条（略）

第7条 選手権保持者の認定
（略）

1. （略）
2. 上記1の回数も同一の場合、当該部門の最終戦（全日本選手権FS-125部門、FP-3部門およびジュニア選手権（FP-JrCadets部門コースシリーズを除く）においては東西統一競技会をいう。）で上位順位を得た者を上位とする。

（略）

3. （略）

第8条～第19条（略）

第2章 全日本選手権

第20条（略）

第4条 日本選手権競技の走行距離または時間

区分	部門	走行距離または時間（各ヒートの合計）	
		最短	最長
全日本選手権	OK	30kmまたは30分	90kmまたは90分
	FS-125	〃	〃
地方選手権	FP-2	30kmまたは30分	90kmまたは90分
	FP-3	〃	〃
	FS-4	〃	〃
	FS-125	〃	〃
ジュニア選手権	FC-2	〃	〃
	FP-Jr	30kmまたは30分	50kmまたは50分
	FP-JrCadets	20kmまたは20分	40kmまたは40分

第5条～第6条（略）

第7条 選手権保持者の認定
（略）

1. （略）
2. 上記1の回数も同一の場合、当該部門の最終戦（全日本選手権FS-125部門およびジュニア選手権（FP-JrCadets部門コースシリーズを除く）においては東西統一競技会をいう。）で上位順位を得た者を上位とする。

（略）

3. （略）

第8条～第19条（略）

第2章 全日本選手権

第20条（略）

第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. OK部門：

JAF国内カート競技車両規則第42条に定めるOK車両とする。

2. (略)

3. FP-3部門：

JAF国内カート競技車両規則第37条に定めるフォーミュラピストン3 (FP-3) 車両とする。

第22条 ドライバーの出場資格

(略)

1. ~2. (略)

3. FP-3部門：

国内A以上または国際Cリストラクティッドドライバーライセンス所持者。

4. 東西統一競技会 (東西統一競技会の構成については、第27条2「競技の構成」参照) FS-125部門およびFP-3部門：

1) ~2) (略)

第23条~第24条 (略)

第25条 申請と認定

1. ~2. (略)

3. JAFは、全日本選手権FS-125部門およびFP-3部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競

第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. OK部門：

JAF国内カート競技車両規則第46条に定めるOK車両とする。

2. (略)

第22条 ドライバーの出場資格

(略)

1. ~2. (略)

3. 東西統一競技会 (東西統一競技会の構成については、第27条2「競技の構成」参照) FS-125部門：

1) ~2) (略)

第23条~第24条 (略)

第25条 申請と認定

1. ~2. (略)

3. JAFは、全日本選手権FS-125部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定す

技会として認定する。

4. OK部門最終競技会、FS-125部門およびFP-3東西統一競技会は、同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。

第26条 (略)

第27条 開催地域区分と競技の構成

1. (略)
2. FS-125部門およびFP-3部門
1)～2) (略)

第28条 得点基準

(略)

1. OK部門、FS-125部門およびFP-3部門得点基準表は表b①と②による。
2. FS-125部門およびFP-3部門東西統一競技会の得点は得点基準表b①の1.5倍とする。
3. (略)
4. FS-125部門およびFP-3部門のシリーズの順位は各地域での競技会および東西統一競技会で獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。
(略)

表b (OK/FS-125/FP-3部門)

①～② (略)

第29条 (略)

る。

4. OK部門最終競技会およびFS-125部門東西統一競技会は、同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。

第26条 (略)

第27条 開催地域区分と競技の構成

1. (略)
2. FS-125部門
1)～2) (略)

第28条 得点基準

(略)

1. OK部門、FS-125部門得点基準表は表b①と②による。
2. FS-125部門東西統一競技会の得点は得点基準表b①の1.5倍とする。
3. (略)
4. FS-125部門のシリーズの順位は各地域での競技会および東西統一競技会で獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。
(略)

表b (OK/FS-125部門)

①～② (略)

第29条 (略)

第30条 全日本選手権の成立

1. (略)
2. FS-125部門およびFP-3部門については、第27条に定める東・西何れかの地域で当該年に夫々3回以上の競技会が開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

第3章 地方選手権

第31条 (略)

第32条 競技車両

(略)

1. フォーミュラスーパー4 (FS-4) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第40条に定めるフォーミュラスーパー4 (FS-4) 車両とする。
2. フォーミュラスーパー125 (FS-125) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるフォーミュラスーパー125 (FS-125) 車両とする。
3. フォーミュラC-2 (FC-2) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第39条に定めるフォーミュラC-2 (FC-2) 車両とする。

第33条 ドライバーの出場資格

(略)

第30条 全日本選手権の成立

1. (略)
2. FS-125部門については、第27条に定める東・西何れかの地域で当該年に夫々3回以上の競技会が開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

第3章 地方選手権

第31条 (略)

第32条 競技車両

(略)

1. フォーミュラピストン2 (FP-2) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第36条に定めるフォーミュラピストン2 (FP-2) 車両とする。
2. フォーミュラピストン3 (FP-3) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第37条に定めるフォーミュラピストン3 (FP-3) 車両とする。
3. フォーミュラスーパー4 (FS-4) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第40条に定めるフォーミュラスーパー4 (FS-4) 車両とする。
4. フォーミュラスーパー125 (FS-125) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるフォーミュラスーパー125 (FS-125) 車両とする。
5. フォーミュラC-2 (FC-2) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第39条に定めるフォーミュラC-2 (FC-2) 車両とする。

第33条 ドライバーの出場資格

(略)

<p>1. FS-4 / FS-125 部門 (略)</p> <p>2. FC-2 部門 (略)</p> <p>第34条～第35条 (略)</p> <p>第36条 申請と認定</p> <p>1. FS-4 / FS-125 部門</p> <p>1) 地方選手権 (FS-4 / FS-125 部門) は、第38条2に定めるシリーズ毎に第3条2で規定する<u>2</u>部門から、オーガナイザーが選択し、JAFに申請する。</p> <p>2) JAFは、地方選手権 (FS-4 / FS-125 部門) として申請された競技会の中から、東地域、西地域 (第38条1「地域区分」参照) および各カートコース毎に夫々3競技会以上6競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。</p> <p>2. (略)</p> <p>第37条～第38条 (略)</p> <p>第39条 得点基準</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>表 a (略)</p> <p>FS-4 / FS-125 / FC-2 部門 : (略)</p> <p>表 b (FS-4 / FS-125 / FC-2 部門) (略)</p> <p>第40条～第41条 (略)</p>	<p>1. <u>FP-2</u> / FS-4 / FS-125 部門 (略)</p> <p>2. <u>FP-3</u> / FC-2 部門 (略)</p> <p>第34条～第35条 (略)</p> <p>第36条 申請と認定</p> <p>1. <u>FP-2</u> / <u>FP-3</u> / FS-4 / FS-125 部門</p> <p>1) 地方選手権 (<u>FP-2</u> / <u>FP-3</u> / FS-4 / FS-125 部門) は、第38条2に定めるシリーズ毎に第3条2で規定する<u>4</u>部門から、<u>何れか3部門以内</u>をオーガナイザーが選択し、JAFに申請する。</p> <p>2) JAFは、地方選手権 (<u>FP-2</u> / <u>FP-3</u> / FS-4 / FS-125 部門) として申請された競技会の中から、東地域、西地域 (第38条1「地域区分」参照) および各カートコース毎に夫々3競技会以上6競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。</p> <p>2. (略)</p> <p>第37条～第38条 (略)</p> <p>第39条 得点基準</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>表 a (略)</p> <p><u>FP-2</u> / <u>FP-3</u> / FS-4 / FS-125 / FC-2 部門 : (略)</p> <p>表 b (<u>FP-2</u> / <u>FP-3</u> / FS-4 / FS-125 / FC-2 部門) (略)</p> <p>第40条～第41条 (略)</p>
---	---

第4章 ジュニア選手権
第42条～第43条（略）

第44条 ドライバーの出場資格
（略）

1. フォーミュラピストンジュニア（F P - J r）部門

1) ライセンス

ジュニアA、国際Cジュニアドライバーライセンス所持者とする。（略）

2) 年齢制限

12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）以上15歳未満の者。

なお、当該年に満14歳に達しても国際Cリストラクティブドライセンスを取得しなければ、また、満15歳に達しても一般ライセンスを取得しなければ、その年のフォーミュラピストンジュニア（F P - J r）部門に出場することが認められる。

3)（略）

2.（略）

第45条～第52条（略）

第53条 本規定の施行

本規定は、2019年1月1日より施行する。

以上

第4章 ジュニア選手権
第42条～第43条（略）

第44条 ドライバーの出場資格
（略）

1. フォーミュラピストンジュニア（F P - J r）部門

1) ライセンス

ジュニアA、国際Cジュニアドライバーライセンス所持者とする。（略）

2) 年齢制限

12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）以上15歳未満の者。

なお、当該年に満15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のフォーミュラピストンジュニア（F P - J r）部門に出場することが認められる。

3)（略）

2.（略）

第45条～第52条（略）

第53条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日より施行する。

以上